

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県職員定数条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 (1) 職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。</p> <p>2 概要 (1) 事務事業の見直し及び業務量の減少等に伴い、知事の事務部局の職員の定数を28人減員し、2,910人に改めること。 (2) 事務事業の見直しにより、教育委員会の事務局の職員の定数を2人減員し、259人に改めること。 (3) 事務局体制の見直しに伴い、人事委員会の事務局の職員を1名減員し、11人に改めること。 (4) 事務事業の見直しに伴い、企業局の職員の定数を1人減員し、59人に改めること。 (5) 高等学校の生徒の減少等により、県立学校職員の定数を12人減員し、2,053人に改めること。 (6) 小学校の児童の減少等により、県費負担教職員の定数を9人減員し、4,202人に改めること。</p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,910人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,900人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,312人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,053人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>259人</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 人事委員会の事務局の職員 <u>11人</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>59人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,202人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,938人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,928人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,326人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,065人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>261人</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 人事委員会の事務局の職員 <u>12人</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>60人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,211人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

条例名等

鳥取県総合事務所設置条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由

総合事務所の体制の見直しに伴い、その所管区域等を改めるとともに、新たに設置する県税事務所等の名称、位置及び所管区域を定める。

2 概要

(1) 総合事務所

ア 東部総合事務所、八頭総合事務所及び日野総合事務所を廃止する。

イ 西部総合事務所の所管区域に日野郡を加える。

ウ 県税の賦課及び徴収に関する事務を、所掌事務から削除する。

(2) 行政機関

県税事務所、福祉保健事務所、生活環境事務所、農林事務所、鳥獣対策センター及び県土整備事務所を新たに設置し、名称、位置及び所管区域について定める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

平成25年4月1日

4 参考（総合事務所体制の見直し）

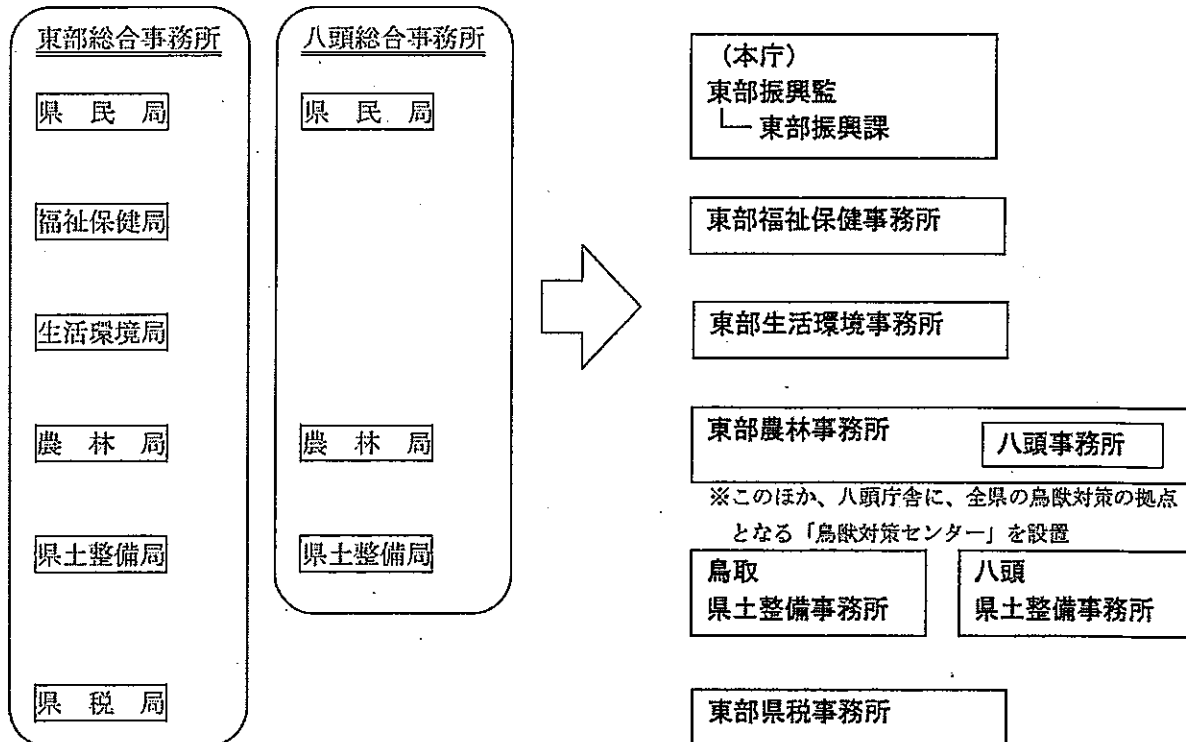
地方分権の進展や県民の生活圏域の実情などを踏まえ、市町村との一層の連携と役割分担を図り、より良いサービスを提供する県民のパートナーとしての県組織とするため、東部・中部・西部の3圏域を基本に総合事務所を集約・再編。

⇒ 東部・八頭地域の地域振興機能は本庁に集約し、「東部振興監」（及び東部振興課）を設置。農林局、県土整備局などの機能は引き続き現地に存置。

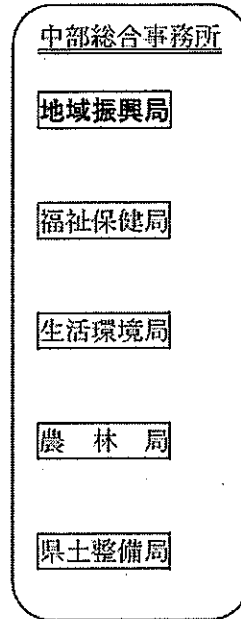
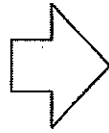
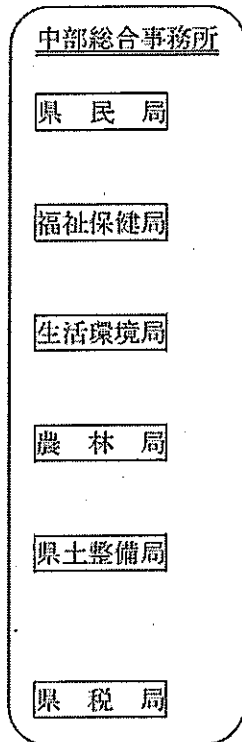
⇒ 「中部総合事務所」体制は維持しつつ、鳥取中部ふるさと広域連合との連携を強化。

⇒ 西部全域を所管する新たな「西部総合事務所」体制を構築するとともに、日野地域の専属課題に対応する「日野振興センター」を設置。

【東部】

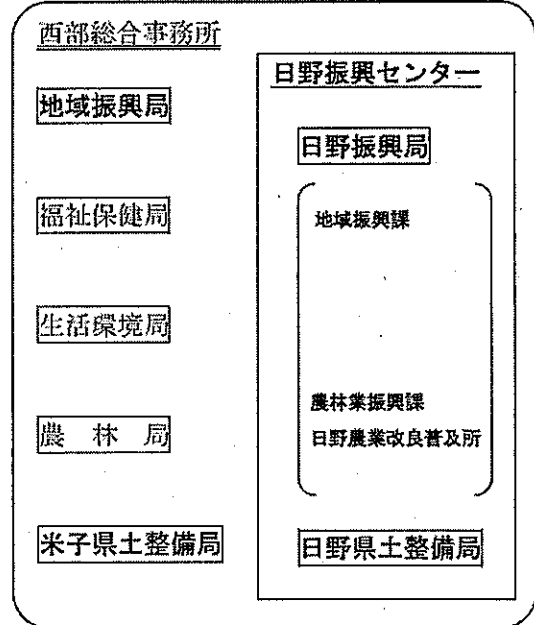
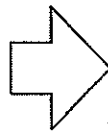
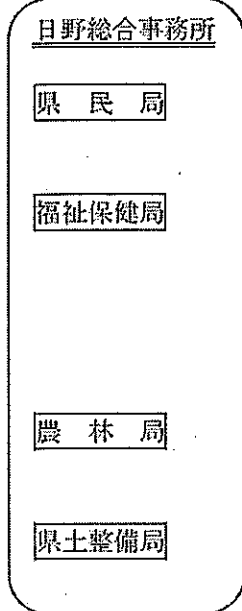
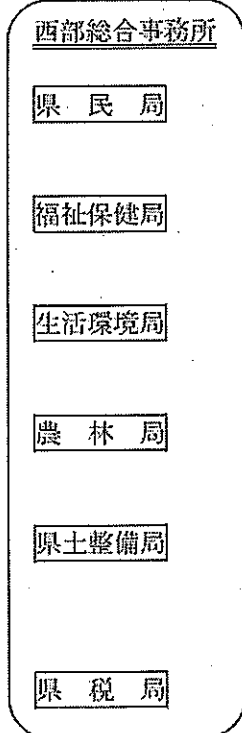


【中部】



中部県税事務所

【西部】



西部県税事務所

※日野には、西部県税事務所日野支所を設置

鳥取県総合事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p><u>鳥取県総合事務所等設置条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、他の条例に定めるものを除くほか、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する地方事務所及び同法第156条第1項に規定する行政機関の設置並びに位置、名称及び所管区域について定めるものとする。</u></p> <p>(総合事務所)</p> <p><u>第2条</u> 次に掲げる事務を総合的に所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>危機管理</u>に関する事務</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) <u>農業、林業及び内水面漁業</u>に関する事務</p> <p>(11) 略</p> <p><u>2 総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県中部総合事務所</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> <td style="text-align: center;">倉吉市及び東伯郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県西部総合事務所</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> <td style="text-align: center;">米子市、境港市、西伯郡及び日野郡</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 鳥取県西部総合事務所の所掌事務のうち主として日野郡の区域に係る事務の一部を分掌させるため、日野郡日野町に鳥取県西部総合事務所日野振興センターを設置する。</u></p>	名称	位置	所管区域	鳥取県中部総合事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡	鳥取県西部総合事務所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	<p><u>鳥取県総合事務所設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p><u>第1条</u> <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき</u>、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県税の賦課及び徴収</u>に関する事務</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) <u>農業、林業及び水産業</u>に関する事務</p> <p>(11) 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、鳥取県東部総合事務所は同項第9号に掲げる事務を所掌せず、鳥取県八頭総合事務所が所掌する同号に掲げる事務は、雇用対策に関する事務に限るものとする。</u></p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p><u>第2条</u> <u>総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県東部総合事務所</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市及び岩美郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県八頭</td> <td style="text-align: center;">八頭郡八</td> <td style="text-align: center;">八頭郡</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	鳥取県東部総合事務所	鳥取市	鳥取市及び岩美郡	鳥取県八頭	八頭郡八	八頭郡
名称	位置	所管区域																	
鳥取県中部総合事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡																	
鳥取県西部総合事務所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡																	
名称	位置	所管区域																	
鳥取県東部総合事務所	鳥取市	鳥取市及び岩美郡																	
鳥取県八頭	八頭郡八	八頭郡																	

総合事務所	頭町	
鳥取県中部 総合事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部 総合事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野 総合事務所	日野郡日 野町	日野郡

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域に係る同表の中欄に掲げる事務は、同表の右欄に掲げる総合事務所が所掌する。

区域	事務	総合事務所
鳥取市及び 岩美郡	前条第1項第10号に掲げる事務（林道に関する事務に限る。）	鳥取県八頭 総合事務所
八頭郡	前条第1項第2号、第7号及び第8号に掲げる事務	鳥取県東部 総合事務所
米子市、境 港市及び西 伯郡	前条第1項第10号に掲げる事務（林道及び林業の普及指導に関する事務に限る。）	鳥取県日野 総合事務所
日野郡	前条第1項第2号に掲げる事務、同項第7号に掲げる事務（生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。）及び同項第8号に掲げる事務（自然公園に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。）	鳥取県西部 総合事務所

(県税事務所)

第3条 県税の賦課徴収に関する事務を所掌させるため、県税事務所を設置する。

2 県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部 県税事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡
鳥取県中部 県税事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部 県税事務所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

3 鳥取県西部県税事務所の所掌事務のうち日野郡の区域に係る事務の一部を分掌させるため、日野郡日野町に鳥取県西部県税事務所日野支所を設置する。

(福祉保健事務所)

第4条 第2条第1項第7号に掲げる事務を所掌させるため、福祉保健事務所を設置する。

2 福祉保健事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部福祉保健事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡

(生活環境事務所)

第5条 第2条第1項第8号に掲げる事務を所掌させるため、生活環境事務所を設置する。

2 生活環境事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部生活環境事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡

(農林事務所)

第6条 第2条第1項第10号に掲げる事務を所掌させるため、農林事務所を設置する。

2 農林事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県東部農林事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡

3 鳥取県東部農林事務所の所掌事務のうち主として八頭郡の区域に係る事務の一部を分掌させるため、八頭郡八頭町に鳥取県東部農林事務所八頭事務所を設置する。

(鳥獣対策センター)

第7条 野生鳥獣による農作物等に対する被害の防止に関する事務を所掌させるため、鳥獣対策センターを設置する。

2 鳥獣対策センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥獣	八頭郡八	鳥取県

対策センタ	頭町
—	

(県土整備事務所)

第8条 第2条第1項第11号に掲げる事務を所掌させるため、県土整備事務所を設置する。

2 県土整備事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取県土整備事務所	鳥取市	鳥取市及び岩美郡
鳥取県八頭県土整備事務所	八頭郡八頭町	八頭郡

(総合事務所等の長)

第9条 総合事務所及び第3条から前条までに規定する行政機関にそれぞれその長（以下「所長」という。）を置く。

- 2 所長は、それぞれの機関の所掌事務をつかさどる。
- 3 総合事務所の所長は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、その任に当たるものとする。

(総合事務所の長)

第3条 各総合事務所にそれぞれその長（以下「総合事務所長」という。）を置く。

- 2 総合事務所長は、総合事務所の所掌事務をつかさどる。
- 3 総合事務所長は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、その任に当たるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第11 医療職給料表級別標準職務表（第3条関係）		別表第11 医療職給料表級別標準職務表（第3条関係）	
ア 略		ア 略	
イ 医療職給料表(2)級別標準職務表		イ 医療職給料表(2)級別標準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
略		略	
3級	係長の職務	3級	総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定に基づき設置されるものをいう。以下同じ。）の係長の職務
4級	困難な業務を行う係長の職務	4級	困難な業務を行う総合事務所の係長の職務

5級	課長補佐の職務	職務	5級	総合事務所の課長補佐の職務
6級	課長の職務		6級	総合事務所の課長の職務
7級	困難な業務を所掌する課長の職務		7級	困難な業務を所掌する総合事務所の課長の職務
ウ 略			ウ 略	

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の公募)</p> <p>第3条 知事は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、供給場所、戸数、規格、家賃その他入居に必要な事項を新聞、掲示等住民が周知できるような方法で公表するものとする。</p>	<p>(入居者の公募)</p> <p>第3条 知事 <u>(地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する生活環境部長若しくは同条例第2条の規定により設置される生活環境部を構成する内部組織の長又は鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。)</u>は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、供給場所、戸数、規格、家賃その他入居に必要な事項を新聞、掲示等住民が周知できるような方法で公表するものとする。</p>

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

- 4 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(禁止)</p> <p>第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された国宝及び重要文化財並びに鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)第4条第1項の規定により指定された鳥取県指定保護文化財の周囲で、知事が指定する範囲内にある地域</p>	<p>(禁止)</p> <p>第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された国宝及び重要文化財並びに鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)第4条第1項の規定により指定された鳥取県指定保護文化財の周囲で、知事 <u>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長又は鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定によ</u></p>

<p>(2)～(7) 略 2・3 略</p> <p>(業務主任者の選任等) 第10条の11 屋外広告業者は、第10条の3第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 他の都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う法第10条第2項第3号口の講習会の課程を修了した者 (4)・(5) 略 2 略</p>	<p><u>り設置される生活環境部を構成する内部組織の長。以下同じ。)</u>が指定する範囲内にある地域</p> <p>(2)～(7) 略 2・3 略</p> <p>(業務主任者の選任等) 第10条の11 屋外広告業者は、第10条の3第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う法第10条第2項第3号口の講習会の課程を修了した者 (4)・(5) 略 2 略</p>
---	---

(鳥取県建築基準法施行条例の一部改正)

- 5 鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害危険区域内における建築の制限) 第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、知事が建築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>	<p>(災害危険区域内における建築の制限) 第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)においては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。)が建築物の構造若しくは敷地の状況又は災害を防止するための措置の状況により安全上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>

(鳥取県感染症診査協議会条例の一部改正)

- 6 鳥取県感染症診査協議会条例(平成11年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(名称) 第2条 協議会の名称は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">関係保健所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県西部感染症診査協</td> <td style="text-align: center;">鳥取県米子保健所</td> </tr> </table>	名称	関係保健所	略		鳥取県西部感染症診査協	鳥取県米子保健所	<p>(名称) 第2条 協議会の名称は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">関係保健所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県西部感染症診査協</td> <td style="text-align: center;">鳥取県米子保健所及び</td> </tr> </table>	名称	関係保健所	略		鳥取県西部感染症診査協	鳥取県米子保健所及び
名称	関係保健所												
略													
鳥取県西部感染症診査協	鳥取県米子保健所												
名称	関係保健所												
略													
鳥取県西部感染症診査協	鳥取県米子保健所及び												

議会		議会	鳥取県日野保健所
----	--	----	----------

(鳥取県保健所条例の一部改正)

7 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																					
<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県米子保健所</td> <td>米子市</td> <td>米子市、境港市、<u>西伯郡及び日野郡</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	略			鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市、 <u>西伯郡及び日野郡</u>	<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県米子保健所</td> <td>米子市</td> <td>米子市、境港市及び<u>西伯郡</u></td> </tr> <tr> <td>鳥取県日野保健所</td> <td>日野町</td> <td>日野郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>日野郡の区域に係る事務は、感染症その他の疾病の予防並びに精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除き、鳥取県米子保健所が所掌する。</u></p>	名称	位置	所管区域	略			鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市及び <u>西伯郡</u>	鳥取県日野保健所	日野町	日野郡
名称	位置	所管区域																				
略																						
鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市、 <u>西伯郡及び日野郡</u>																				
名称	位置	所管区域																				
略																						
鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市及び <u>西伯郡</u>																				
鳥取県日野保健所	日野町	日野郡																				

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

8 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(緊急時の措置)</p> <p>第16条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物が飼育施設から逃げ出したときは、直ちに所管の鳥取県総合事務所等設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第2条の規定により設置された総合事務所、<u>同条例第5条の規定により設置された生活環境事務所又は警察署に通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(緊急時の措置)</p> <p>第16条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物が飼育施設から逃げ出したときは、直ちに所管の鳥取県総合事務所等設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第1条の規定により設置された総合事務所又は警察署に通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

(鳥取県採石条例の一部改正)

9 鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(採石業者の義務)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(採石業者の義務)</p> <p>第4条 略</p>

<p>2 略</p> <p>3 採石業者は、採石場において災害が発生したときは、直ちに、その災害の状況を知事に報告しなければならない。</p>	<p>2 略</p> <p>3 採石業者は、採石場において災害が発生したときは、直ちに、その災害の状況を知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する県土整備部長若しくは同条例第2条の規定により設置される県土整備部を構成する内部組織の長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）</u>）に報告しなければならない。</p>
---	--

（国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正）

- 10 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例（平成19年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特別徴収金の額）</p> <p>第3条 前条第1項の特別徴収金の額は、第1号に定める額に第3号に定める割合を乗じて得た額から第2号に定める額に第3号に定める割合を乗じて得た額を差し引いて得られる額を限度として知事が定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>（特別徴収金の額）</p> <p>第3条 前条第1項の特別徴収金の額は、第1号に定める額に第3号に定める割合を乗じて得た額から第2号に定める額に第3号に定める割合を乗じて得た額を差し引いて得られる額を限度として知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）</u>）が定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

（鳥取県景観形成条例の一部改正）

- 11 鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（景観計画の策定）</p> <p>第8条 知事は、対象区域における景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。</p>	<p>（景観計画の策定）</p> <p>第8条 知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）</u>）は、対象区域における景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。</p>

2 略

2 略

条例名等	鳥取県行政財産使用料条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 再生可能エネルギーの導入の促進を図るため、行政財産である建物の屋根等に太陽光発電設備を設置する場合の使用料の額を引き下げる。</p> <p>2 概要 (1) 建物の屋根等に太陽光発電設備を設置する場合の使用料の額は、使用許可を受ける者と知事が協議して定める額（現行 1平方メートルにつき1月1,330円）とする。 (2) 次の場合の使用料の額は、年額1,500円であることを明記する。 ア 電気事業又は電気通信事業用の共架設備を設置するために土地を使用させる場合 イ 電気事業又は電気通信事業用の知事が定める設備を設置するために建物等を使用させる場合 (3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p>

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 土地				1 土地			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合	共架設備	使用する電柱又は電話柱1本につき1年	1,500円	電気事業及び電気通信事業のため使用させる場合			電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額
	その他のもの（知事が別に定めるものを除く。）		電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額				
略				略			
2 建物その他の工作物				2 建物			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合（知事が別に定める設備を設置する場合に限る。）		使用場所1箇所につき1年	1,500円				
太陽光発電設備による発電のため使用させる場合			使用の許可を受ける者と知事が協議して定める額				
会議室	県庁舎講堂	1時間	6,610円	会議室	県庁舎講堂	1時間	6,610円
として使用する場合	県庁舎講堂以外	使用面積1平方メートルにつき1時間	10円	として使用する場合	県庁舎講堂以外	使用面積1平方メートルにつき1時間	10円
	木造				5円		
通勤等のため駐車場として使用させる場合		使用面積1平方メートルにつき1年	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の建物の	通勤等のため駐車場として使用させる場合		使用面積1平方メートルにつき1年	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の建物の

			賃貸料等を勘案して知事が別に定める額
海水をくみ上げて供給するための設備（知事が別に指定するものに限る。）を使用させる場合	当該設備を使用してみ上げられ、かつ、供給される海水1立方メートルにつき		53円
その他の場合	県庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎	使用面積1平方メートルにつき1月	2,160円
			1,330円
	県庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎以外の建物	木造	

			賃貸料等を勘案して知事が別に定める額
その他の場合	県庁舎、東部総合事務所の建物及び警察本部庁舎	使用面積1平方メートルにつき1月	2,160円
	県庁舎、東部総合事務所の建物及び警察本部庁舎以外の建物	非木造	1,330円
		木造	430円

3 工作物

区分	使用料	
	単位	金額
海水をくみ上げて供給するための設備（知事が別に指定するものに限る。）	当該設備を使用してみ上げられ、かつ、供給される海水1立方メートルにつき	53円

備考

1～3 略

4 「共架設備」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線その他の設備をいうものとする。

5 略

6 建物その他の工作物のうち使用料の額が年

備考

1～3 略

4 略

5 建物のうち使用料の額が年額で定められて

額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき若しくはその期間に1年未満の端数があるとき又は使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、次に定めるところにより計算するものとする。

(1) 電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合にあつては、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

(2) (1)以外の場合にあつては、日割りをもって計算する。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによる。

7 略

8 略

9 略

いるものに係る使用期間が1年未満であるとき若しくはその期間に1年未満の端数があるとき又は使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによるものとする。

6 略

7 略

8 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

区分	包括外部監査契約の締結について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第25.2条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結するため、同法第25.2条の36第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 契約の相手方 住所 倉吉市海田西町二丁目178番地 氏名 高田充征 資格 税理士</p> <p>(2) 契約の始期 平成25年4月8日</p> <p>(3) 費用の算定方法 8,900,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。</p> <p>(4) 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。</p>